

草津栗東行政事務組合議会議長交際費の支出および公表に関する規程

令和7年2月14日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、草津栗東行政事務組合議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出および情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長等が、草津栗東行政事務組合議会を代表し、対外的活動をするために必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

(支出区分)

第4条 議長交際費の支出区分は、支出の内容により、次のとおりとする。

- (1) 慶 祝 組合の振興に関わりのある団体・個人の慶事に係る経費
- (2) 激 励 組合の施策推進に功績がある団体・個人を激励するために係る経費
- (3) 見 舞 組合関係者の病気や事故、災害等による見舞に係る経費
- (4) 弔 慰 組合関係者およびその親族に対する香典、供花等に係る経費
- (5) 会 費 会費を必要とする会合等への参加等に係る経費
- (6) 接 遇 他の自治体の議会や各種団体への訪問、折衝の際の土産、国内外からの公式訪問および受け入れの際の記念品や飲食に係る経費
- (7) その他 前各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費

(支出基準)

第5条 前条に規定する支出区分に対応する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公表する内容)

第6条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支払年月日
- (2) 支払目的
- (3) 支払先（原則として個人名は除く。）
- (4) 支払金額

(公表の時期)

第7条 議長交際費の公表は、半期ごとに（4月から9月分を10月末までに、10月から3月分を4月末までに）行うものとする。

(公表の方法)

第8条 議長交際費の公表は、その内容を事務局において閲覧に供するとともに、草津栗東行政事務組合のホームページに掲載する。

2 議長交際費の閲覧等の期間は、文書保存年限（5年）を限度とする。

(議長交際費の見直し)

第9条 議長は、議長交際費の支出内容または金額が、市民感覚と合致したものになるよう、社会経済状況の変化等に十分配慮し、適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）一般的な支出金額の基準

区 分	対象項目	金額等	備 考
1 慶祝	竣工、就任、設立、記念式典等	1万円以内	祝賀会等の会費含む。 祝賀会等により金額が指定されている場合は、その額とする。
	その他	適宜対応	
2 激励	個人・団体への激励	1万円以内	
	その他	適宜対応	
3 見舞	病気・事故等の見舞	5千円以内	
	災害見舞	被害の程度により社会通念上妥当と認められる範囲内	支出時は、構成市と調整の上で判断する。
	その他	適宜対応	
4 弔慰	別に定める弔慰基準による		
5 会費	会費を必要とする会合等への参加等に係る経費	会費相当額	
6 接遇	他の自治体の議会や各種団体への訪問、折衝の際の土産	社会通念上の範囲内の茶菓子等	
	国内外からの公式訪問および受け入れの際の記念品や飲食に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内	

注1：上記区分のうち該当区分が重複する場合の取扱いは、その大なる額を充当する。

2：上記の金封等には「草津栗東行政事務組合議会」と記載する。

3：支出基準額については、地域の慣習等、特別な理由により上記に定める内容により難しい事情がある場合には、社会通念上妥当な範囲内で金額を調整できるものとする。